

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会以降、全ての定例会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決している。にもかかわらず、決議を尊重せず、いまだ議員を辞職していない喜成清恵議員の姿は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例において、議員は「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実に公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会の諸活動についてのみ遵守すれば足りるというものではなく、私生活においても議員に高い倫理観と自律性の下で行動することを要請するものである。在職中に刑事処分を受けた事実は、市民の信頼を大きく損ねるものであり、公人である市議会議員の職責を担う者として、著しく不適切であると言わざるを得ない。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員に一連の行動についての反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和7年9月17日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一